「性善説」で現地調査なし

県、契約書偽造見抜けず

補助金不正受給

県の障害者自立支援事業補助金の不正受給事件で、詐欺の疑いで逮捕、起訴された男は、機器の代金額を水増しした売買契約書を偽造して県に提出、書類を審査した県障害福祉課は不正を見抜けず、現地調査を行うこともなく補助金を交付していた。同課担当者は「性善説という観点で（審査を）やってきた」と説明したが、今後は現地調査に重点を置いた審査に改めるなど、詐欺被害を防ぎたい考えだ。（報道部・小野寺吉平）

ニュース★を追って

■勝手に作成

県が提出を受けた売買契約書には、販売業者の代表者印が押されていた。これを見た県職員は「違和感はなかった」と振り返る。

詐欺の疑いで逮捕、起訴されたのは、水戸市のNPO法人「大成会」職員で会計担当者、同市堀町、笹沼政国被告(37)。

起訴状などによると、2011年4月下旬、「県障害者自立支援医療特例交付金特別対策事業」の補助金を請求する際、農産物のパック事業を行うために導入したプレハブと、機器などの代金額を水増しした売買契約書などを同課に提出。補助金3800万円を振り込ませ、実際の総費との差額約2114万円をだまし取ったとされ、12年にも知人男性経営の印刷業者名義で、補助金500万円をだまし取ったとされる。

同課によると、13年1月下旬に笹沼被告の不正を告発する電話が同課におった。相包機を販売したとされる会社に確認したところ、同社は「（売買契約書は）勝手に作られたもの だ」と答えた。

■人手足りず

補助金の予算執行に関する基準などをまとめた「県補助金等交付規則」は、交付に当たっては書類審査のほか、必要に応じて現地調査するとうたっている。

同課は13年の不正告発まで、同事業に関する現地調査を行っていなかった。交付の前提となる報告が年度末に集中し、件数も多かったため、同課は「人手が足りなかった」と説明した。

告発を受け、同課は城里町小勝の福祉作業所出張所を現地調査したところ、補助金が交付された機器に使われた形跡は見られなかった。

県障害者自立支援事業は07～12年度に実施され、計296件に対し総額約25億2200万円が交付された。笹沼被告は立件された2件以外にも複数の申請に関わっていたという。捜査関係者は「行政もしっかりしてもらわないと」と漏らした。

■無責任

今回の事件を受け、同課はハード整備を伴う補助事業について、現地調査を原則実施することにした。申請者には、県の公共事業で入札参加資格を持つ業者と売買契約を結ぶよう勧めている。

同課職員が介護サービス事業所を定期的に訪れ、運営が適正に行われているかを調査する「実地指導」の際にも、補助事業の経過などを調べていく方針だ。同課担当者は「事件を教訓に審査等を（現地調査を）徹底していきたい」と力をこめる。

常磐大の横須賀敏教授（自治体学）は「補助金の返還請求はもちろん、県は悪いことをした人に得をさせない姿勢を社会にしっかり示さなければいけない」と指摘。「現地調査が忙しくてできないというのは無責任だ」と強調し、「公金を扱っている以上、どの分野でも基本的に行うべき」と加えた。